

使用開始日
2019年6月19日

MHAM株式オープン

追加型投信／内外／株式



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※
追加型	内外	株式	株式・一般	年1回	日本 グローバル	あり (フルヘッジ)

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

この目論見書により行う「MHAM株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年6月18日に関東財務局長に提出しており、2019年6月19日にその効力が生じております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第324号

設立年月日：1985年7月1日 資本金：20億円(2019年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：15兆6,401億円(2019年3月末現在)

委託会社への照会先 【コールセンター】0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

国内の優良成長株を中心に海外の株式にも投資を行い、信託財産の長期成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 わが国の優良成長株を中心に、海外の株式にも投資します。

- ◆ 成長性、収益力、市場性等を勘案して選定した株式を主要投資対象とします。
- ◆ ファンドの純資産総額の30%を上限に、外貨建資産である海外の株式にも投資することがあります。
※ 海外の株式など外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクの低減を図るために為替ヘッジを活用します。

2 市況に応じて機動的売買を行いつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。

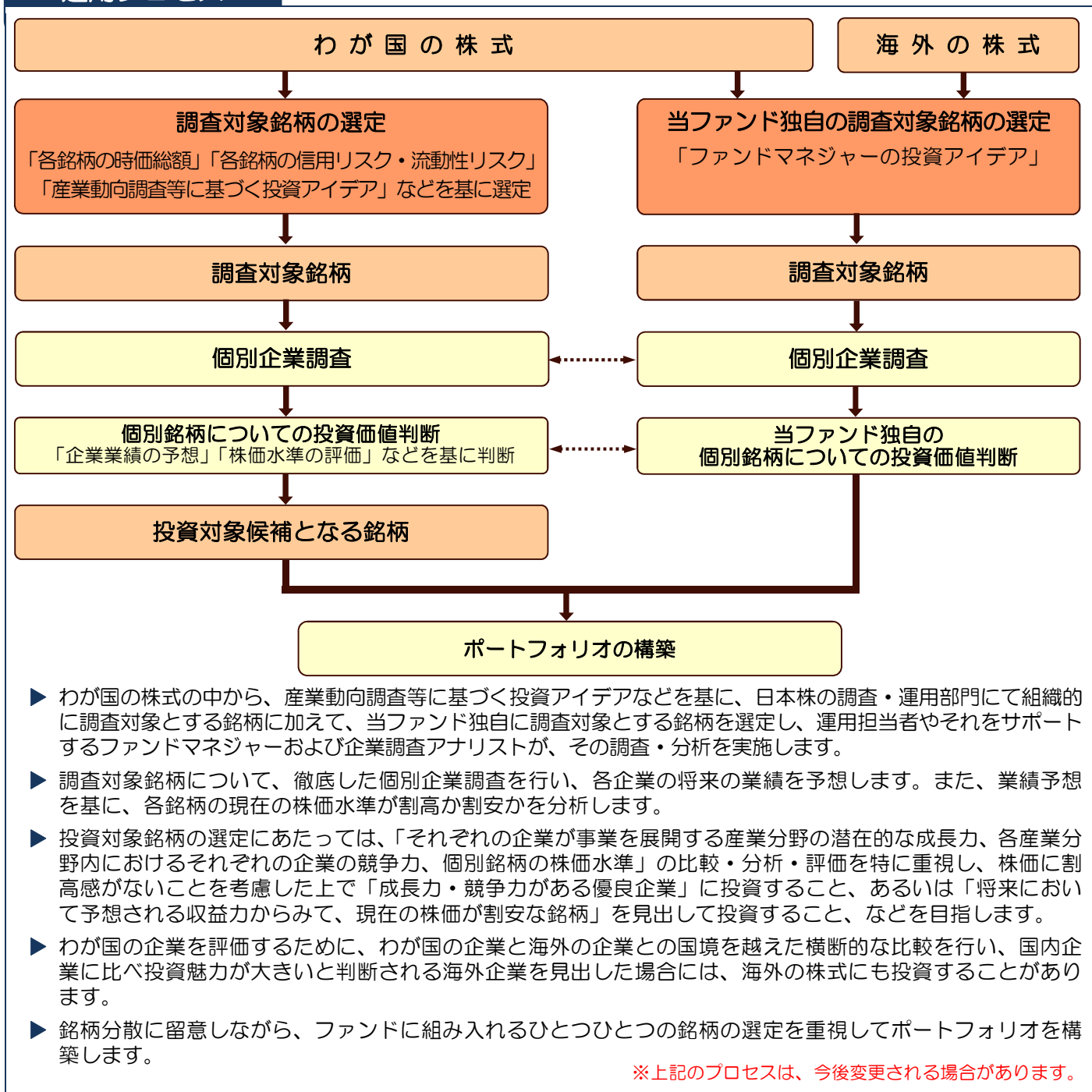
- ◆ 株式の売買益を積極的に追求します。
- ◆ 「当ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選択」を重視した運用を行います。

■ 主な投資制限

株 式	株式への投資割合には制限を設けません。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	デリバティブ取引を利用することができます。

1. ファンドの目的・特色

運用プロセス



■ 配分方針

毎決算時（原則として毎年9月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
※ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等により、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の売買益を積極的に追求しますので基準価額は大きく変動します。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」などがあります。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が増えれば、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

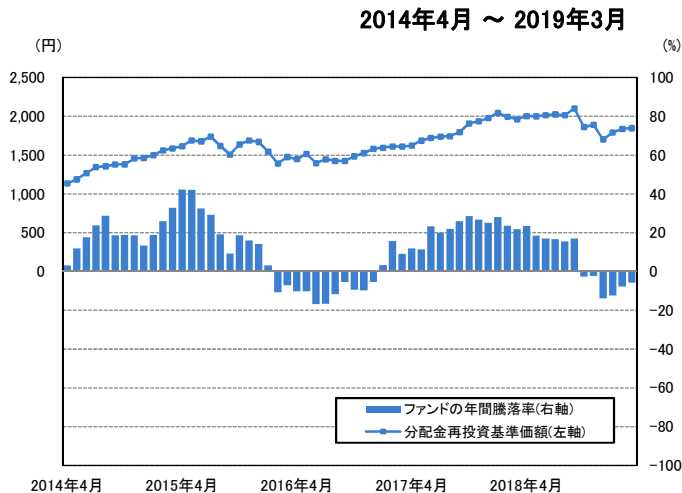
委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

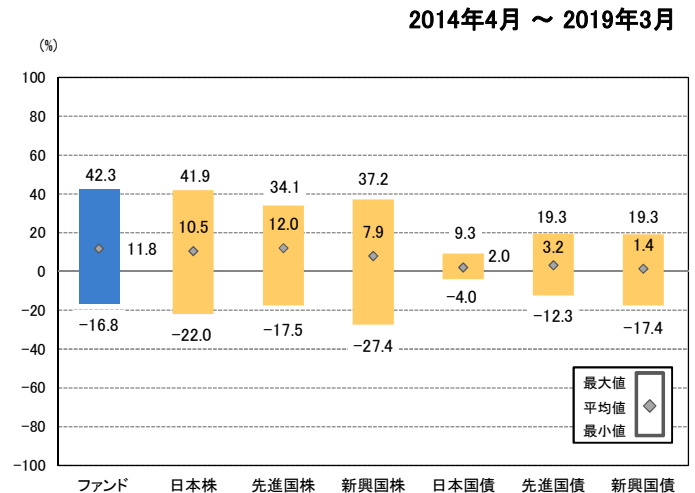
2.投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(580円)に合わせて指数化しています。(以下同じ。)

* 年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

* 上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年4月～2019年3月の5年間における年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

* 代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

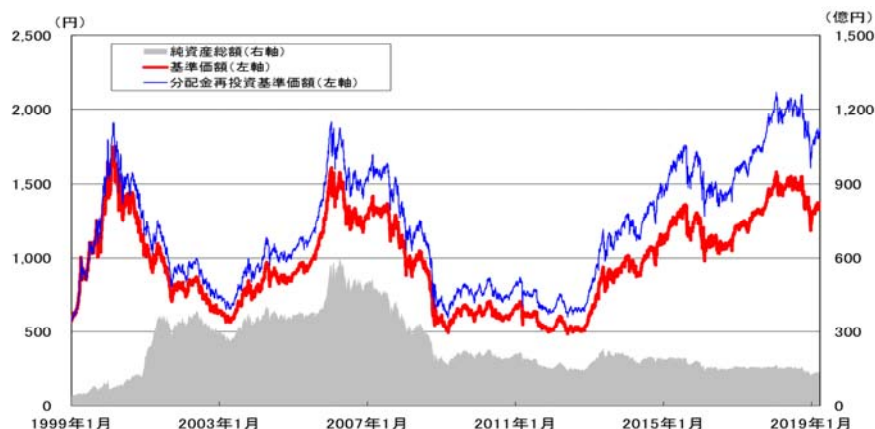
- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。
- 「MSCIロクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3.運用実績

データの基準日:2019年3月29日

基準価額・純資産の推移

《1999年1月4日～2019年3月29日》



分配の推移 (税引前)

2018年 9月	20円
2017年 9月	18円
2016年 9月	7円
2015年 9月	16円
2014年 9月	12円
設定来累計	1,593円

※分配金は1,000口当たりです。

※基準価額は1,000口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。なお、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(580円)に合わせて指数化しています。(設定日:1976年9月17日)

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。
 資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	96.2
内 日本	78.0
内 アメリカ	17.1
内 カナダ	1.2
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.8
合計(純資産総額)	100.0

株式組入上位5業種

国内/外国	順位	業種	比率(%)
国内	1	電気機器	13.4
	2	サービス業	10.8
	3	情報・通信業	6.6
	4	輸送用機器	5.1
	5	化学	4.6
外国	1	ソフトウェア・サービス	8.3
	2	メディア・娯楽	3.7
	3	耐久消費財・アパレル	1.9
	4	ヘルスケア機器・サービス	1.5
	5	銀行	1.5

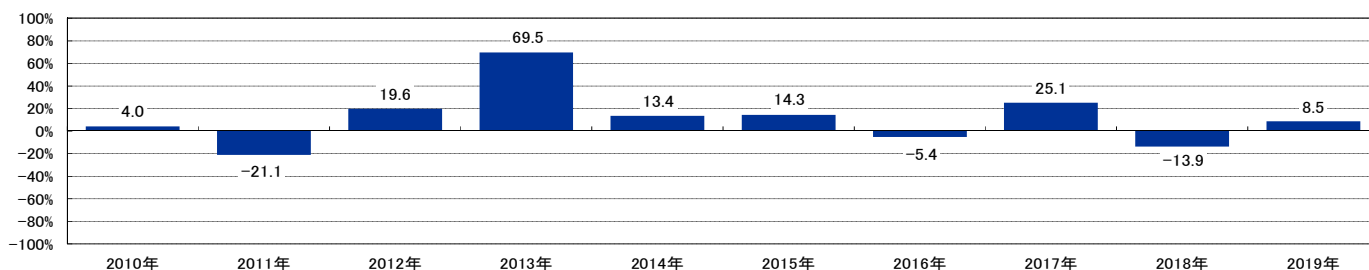
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1.2

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	2.1
2	ソニー	株式	日本	電気機器	2.1
3	村田製作所	株式	日本	電気機器	1.9
4	日本電産	株式	日本	電気機器	1.9
5	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.9
6	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	1.8
7	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	1.8
8	三菱地所	株式	日本	不動産業	1.7
9	マイクロソフト	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.7
10	ビサ	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.7

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の基準価額（基準価額は1,000口当たりで表示しています。）
購入代金	購入申込受付日から起算して4営業日目までにお支払いください。 ※なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2019年6月19日から2019年12月17日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（1976年9月17日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数（57億4,210万口）の10分の2を下回ることでなるとき。
決算日	毎年9月16日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ http://www.am-one.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																	
購入時手数料	購入価額に、 2.16%*(税抜 2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 *消費税率が 10%になった場合は、 2.2% となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。																																
信託財産留保額	ありません。																																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、下記「①基本報酬」に「②実績報酬」を加減した額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>①基本報酬 ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.81%*(税抜 0.75%) *消費税率が 10%になった場合は、年率 0.825% となります。 基本報酬=運用期間中の基準価額×基本報酬率 ※基本報酬の配分は、信託財産の純資産総額の残高に応じて、以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">基本報酬の配分(税抜)</th> </tr> <tr> <th>信託財産の純資産総額の残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 億円以下の部分</td> <td>年率 0.450%</td> <td>年率 0.200%</td> <td>年率 0.100%</td> </tr> <tr> <td>300 億円超 400 億円以下の部分</td> <td>年率 0.475%</td> <td>年率 0.200%</td> <td>年率 0.075%</td> </tr> <tr> <td>400 億円超の部分</td> <td>年率 0.518%</td> <td>年率 0.200%</td> <td>年率 0.032%</td> </tr> <tr> <td>主な役務</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>②実績報酬 ファンドの日々の純資産総額に対して年率+0.0216%*¹(税抜+0.02%)、0%(税抜 0%) または年率-0.0216%*²(税抜-0.02%) *消費税率が 10%になった場合は、それぞれ、* 1 : 年率+0.022%、* 2 : 年率-0.022% となります。 実績報酬=運用期間中の基準価額×実績報酬率 ※実績報酬は、日々の基準価額と前期末基準価額とを比較した率(「基準価額倍率」といいます。)に応じて以下の通りとし、委託会社の報酬分として加減されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準価額倍率 (日々の基準価額÷前期末基準価額)</th> <th>実績報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120%以上のとき</td> <td>年率0.0216%*(税抜0.02%)を加える</td> </tr> <tr> <td>80%以上 120%未満のとき</td> <td>零</td> </tr> <tr> <td>80%未満のとき</td> <td>年率0.0216%*(税抜0.02%)を減ずる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実績報酬は、日々の基準価額に応じた率により日々計算されます。 *消費税率が 10%になった場合は、年率 0.022% となります。</p>	基本報酬の配分(税抜)				信託財産の純資産総額の残高	委託会社	販売会社	受託会社	300 億円以下の部分	年率 0.450%	年率 0.200%	年率 0.100%	300 億円超 400 億円以下の部分	年率 0.475%	年率 0.200%	年率 0.075%	400 億円超の部分	年率 0.518%	年率 0.200%	年率 0.032%	主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	基準価額倍率 (日々の基準価額÷前期末基準価額)	実績報酬	120%以上のとき	年率0.0216%*(税抜0.02%)を加える	80%以上 120%未満のとき	零	80%未満のとき	年率0.0216%*(税抜0.02%)を減ずる
	基本報酬の配分(税抜)																																
信託財産の純資産総額の残高	委託会社	販売会社	受託会社																														
300 億円以下の部分	年率 0.450%	年率 0.200%	年率 0.100%																														
300 億円超 400 億円以下の部分	年率 0.475%	年率 0.200%	年率 0.075%																														
400 億円超の部分	年率 0.518%	年率 0.200%	年率 0.032%																														
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																														
基準価額倍率 (日々の基準価額÷前期末基準価額)	実績報酬																																
120%以上のとき	年率0.0216%*(税抜0.02%)を加える																																
80%以上 120%未満のとき	零																																
80%未満のとき	年率0.0216%*(税抜0.02%)を減ずる																																

4. 手続・手数料等

その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
------------	---

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は 2019 年 3 月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

